京都大學經濟學會

經濟論叢

第六十五卷　第一號

社會科學としての財政學……島　恭彦

社會政策論爭史の一齣(一)……岸本英太郎

資本主義の自動的崩壞論の批判……松田弘三

昭和二十五年一月

社會科學としての財政學

——財政學教科書の批判を中心として——

島　恭　彦

一

吾國を今尚支配してゐるドイツ系統の財政學は、十八、九世紀のドイツ絶對主義下に於ける財務官僚教育にその源をもつてゐる。だからこの學問は大學に於ける官僚教育を背景として教科書的な學問として發展した。それは徹頭徹尾教科書的な體系をもち、この體系のわくの中で財政問題を取扱い、また解決しようとしてゐる。かつて財政學評論家のフランツ・マイゼルは「研究者の財政學」と「學校教師風の財政學」とを分け、前者の中にロレンツ・フォン・シュタイン、アドルフ・ワグナア、アルベルト・シェフレの所謂「三巨星」の財政學を、後者の中に十九世紀以後の群小財政學を數えたことがあつた。併し「三巨星」の財政學、殊に十九世紀ドイツの財政學を代表するアドルフ・ワグナアの財政學と雖も全く「學校教師風の財政學」の臭味を脱脚しているわけではなく、再に進んで眞に「研究者の財政學」、社會科學としての財政學の價値を持つてゐるかというと、それはかなり問題なのである。

何故に多くの財政學が學校教師風の、また教科書風の體系の下に置かれたのであらうか。いま結論を先に言つて

しまえば、それはドイツの絶對主義、或はその發展としてのドイツ、ボナパルティズム或はプロイセントウムの壓力である。當時の財政學者の多くは大學で教鞭を取つていた。ドイツの大學は絶對主義官僚の養成機關の傳統を持つている。そこの學問は「講座制」によつて規定され、學生を教育する學校教師の立場を離れることは出來ない。そこの學問はまた國家の權力的統治に對して種々なる處方箋を與える役割を負わされてゐる。このような性格を持つドイツ大學の學問は一般に國家の行動＝行政そのものを認識の對象とする社會科學、國家の行動そのものを規整するところの社會の法則を究める社會科學の立場に立つことは不可能であつた。社會科學は元來ブルジョア革命の完遂されたイギリス、フランスに於いてドイツの學者の言葉によれば「反抗の科學」(Oppositionswissenschaft) 或は「反國家的な學問」として、また具體的に言えば政治の據るべき法則を發見する「政治經濟學」として發展した。ドイツの學問、というよりも統治術＝政策學もかゝる「政治經濟學」の諸成果を密輸入して自ら科學らしい衣裳をもつて扮裝しなければならなかつた。併しその際非常に愼重な態度でブルジョア科學の「反國家的」な部分を骨折きにしなければならなかつた。また「理論」と「實際」という形に於いて折衷しなければならなかつた。その際ドイツの學者には「實際」つまりドイツ絶對主義下の現實こそ絶對的なものであり、「理論」は借物に過ぎなかつた。彼等にとつてドイツの國家權力をもゆさぶる社會の運動法則は無緣のものであつたのである。

國家の權力的統治の一應外部にある經濟、文化の領域、この領域では、ドイツの學問は社會科學の立場に接近することは出來た。併しどうしても國家の政治、財務行政を認識の對象にとり入れなければならぬ財政學にとつて社會科學の立場は危險視された。こゝで財政學は國家の魔術と迷信から解放されることは絶對に不可能であつた。國家權力、特に徴稅權力は徹定的に倫理化された。國家に關する倫理學と國家の行動に關する技術即ち統治術とそれ

から借物の「理論」とが雜炊のように官吏を養成する教科書の體系の中へぼうりこまれた。これがドイツ財政學の性格であり今尙日本に存在する財政學教科書の性格である。

二

どんな科學でも、發見された法則、確立された理論を教授し、普及させる教科書の體系を必要とする。併し教科書の體系は科學の體系そのものではない。教科書の體系も後に述べるように何等かの理論を前提としてゐるが、併しそれはあくまで教授の便宜を基礎として構成されるものである。教授の便宜や方便に基く教科書の體系が科學の體系と混同されてならないことは言ふまでもない。

ところが官吏養成のための教科書的學問として發達した財政學に於いては明かにこの混同が見られるのである。つまり教授の便宜上の體系が財政學者の頭腦をも研究をも規定し、更に財政學者はこの形式的體系によつて財政學の生々した對象を寸斷し、また無內容な教科書的體系にまで蔡發させるのである。それでは財政學の體系とは一體どんなものか、われ〳〵は十九世紀後半から廿世紀へかけての主要な財政學について考察しよう。

I、アドルフ・ワグナアの財政學教科書（第三版、一八八三年）

序論

國家と財政、財政の特質、財政學史

第一編、財政制度

國家組織と財政制度、收支調節論（公債論を含む）豫算制度論、財政機關論

第二編、財政需要論（經費論）
第三編、經常收入論、特に私經濟的收入論、財政收入の分類、國有地論、國營事業論
第四編、手數料收入論
第五編、租稅論
　第一部　租稅總論
　第二部　租稅各論

Ⅱ、バステーブルの財政學（第三版、一九〇三年）

序論
　財政及び財政學の規定、財政學史
第一編、經費論
第二編、收入論
　國有地、國有林論、國營事業論、行政收入論、國有財產論
第三編　收入論（續）
　租稅總論
第四編、收入論（續）
　租稅各論
第五編、收支調整論

公債論

第六編　財務行政及豫算論

四、ワルター・ロッツの財政學（第二版、一九三一年）

序論

財政學の對象と方法

第一編、財政學史と財政史

第二編、財政立法及財務行政

豫算制度及財政機關論

第三編、經費論

第四編、經常收入論

第一章、租稅論

租稅總論及各論、

第二章、私經濟的收入論

第五編、臨時收入論、特に公債論

以上十九世紀の傳統的ドイツ財政學の體系を代表するアドルフ・ワグナアの財政學、そのイギリス版であるバステーブルの財政學、廿世紀の新な財政問題を自由主義的立場から取扱おうとしたロッツの財政學等の諸體系を通觀

して、直に感じられることは、何れの體系も極めて類似した形式を持つてゐるということである。それ〴〵の財政學の異つた立場、異つた內容にも拘らず、それ等は何れもドイツ絕對主義の生み出した古い皮ぶくろに盛り込まれる。バステーブルはどちらかといえばアダム・スミスの財政論、その經費論、租稅論、公債論という編別に從はうとした點も見られるが、全體としてみれば彼の財政學もまたワグナアの影響を强く受けている。形式の上で異るところは、豫算制度論や財政機關論をワグナアとは反對に最後にまわしたという點だけである。ロッツに至つて殆んどワグナアの體系と異るところはない。而も彼は個々の問題に關しては、舊いドイツのプロイセントウムに對して强い批判的立場をとろうとしているのである。このように財政學は十九世紀以來殆んど固定的な體系と形式を持つていたと言える。そして如何なる新しい財政學の方法も立場もこの舊いわくの中にしめつけられて充分生長し得なかつた。そうだとすれば、單に從來の財政學教科書の體系を批判することだけが問題なのではなく、社會科學としての財政學を前進させるという立場から、この問題を取上げなければならないのである。

既に觀察して來た財政學の體系から推して、從來の財政學の問題は、序論の中にもられてある總論的なものをのぞけば、大體經費に關する問題と財政收入に關する問題とこの兩者の調整に關する問題であつたと言えるであらう。換言すれば從來の財政學は財政支出と財政收入とを對照させて、これを如何に合理的に調整するかを問題としていた。從つて財政學教科書の體系上でも經常費と臨時費、經常收入と臨時收入とを區別してそれ〴〵獨立に論じている理由も明かになるのである。これは根本的には財政を「家計」或は「公的家計」として取扱う從來の家政學的な財政學の立場から當然出てくる結果なのである。

この立場は多かれ少かれ從來のどの財政學にも共通した點であつたが、これを一層論理的に明確にしたのがブル

ノオ・モル（Bruno Moll, Probleme der Finanzwissenschaft. 1924.）の所謂「自主的財政學」であつた。この財政學の課題はモルによると「公共的收入や支出に關する人間行爲に對して政治的、軍國主義的、倫理的、其他一切の財政外的動機から獨立した規範を與えることである。このためには一切の財政外的條件から財政を抽象して、これを私經濟的家計と論理的に等しい公共的家計として考察しなければならない。財政學の問題は實にこの公共的家計を如何に秩序正しく合理的に經營するかということである」とモルは言うのである。このモルの論理主義によつて極端にまで押し進められた財政學の家政學的立場はそこにまた其に內在する缺陷をはつきり現はしている。現實の財政はその收入面に於ても支出面に於いてもあらゆる階級の利害關係にふれ、資本主義經濟の運動に密接な關聯を有している。從つて收支の調整問題も單なる家政學的立場からする技術的問題ではなくて、それ自體政治經濟的な問題である。だから從來の財政學もモルのような極端な論理主義は例外で、收入、支出の兩面に於いて必要に應じて財政外的な條件、政治的或は社會經濟的な問題を取扱つて來た。たゞそれはあくまで「必要に應じて」であつて、家政學的體系の中に雜然と社會科學的な理論が詰めこまれたに過ぎぬ。從つてむしろ社會科學的認識の統一性はこの家政學的體系の便宜主義によつて切斷されたのであつた。

併し財政權力が獨占資本の救濟と補强とのために利用され、財政の比重が資本主義經濟の動態の中に大きく現れて來た第一次大戰後に於ては、舊い官房學的體系の不備は蔽いようもない事實になつた。財政秩序の形式的な面に於いて、從つてまた財政學教科書の體系に於いても、切離され對照されている歲入と歲出の兩面は市場經濟の巡環過程の中で互に密接な關聯にあることが認識され、財政と企業と私的家計の間の巡環の關係が問題にされ始めた。ゲルハルト・コルムやオットオ・プライデラアの理論は正にこの問題を取上げたのであつた。これは財政問題を經

濟過程の內部にまで引下して考察したという一面から見れば、社會科學的財政理論の一歩前進であつたと言えよう。併し他面からみればこれは市場經濟學的な抽象であつた。歳出歳入の兩面を媒介するものは市場經濟の巡環過程のみではなくその時々の政治權力である。コルム＝プライデラアの理論は收入と支出の財政過程をつなぐ國家乃至政治權力の問題を全く見落している一面的な「經濟理論」であつたのである。財政權力と獨占資本とが癒着して資本主義の危機＝恐慌を切抜けようとしている段階の財政問題をかゝる一面的な立場から割切ることは出來ない。それが如何に「理論的」のように見えても、眞に社會科學的な立場とは言えない。

社會科學は社會、特に資本主義社會の運動法則をそれの生成、發展、死滅の過程に於いて把握しようとする。社會科學としての財政學は家政學的な立場を捨てゝ、財政問題を資本主義社會の全機構の運動の中へ投げ入れて理解しなければならない。そして財政權力を中心として形成される財政秩序が全社會の運動の中に生成、發展、死滅する過程を見究めなければならない。

三

財政學の對象は國家權力の一環たる財政權力を中心として構成される財政秩序である。ワグナア其他のドイツ系統の財政學も前節に見た通り、この問題より出發した。その限りに於いて正しいものを持つているのである。併し彼等の財政學は絶對主義官僚の實踐學＝官房學たる性格を止めているがために、國家權力そのものは倫理化され、財政制度の表面をなぜまわす單なる制度的、技術的考察に終つている。彼等にとつては財政制度發展の原動力は財政改革の原案を作る財務官僚及びこれと密接な關係にあるアカデミーの財政學者の頭腦から出て來るものゝように

逆立して考えられているのである。

このような傳統的財政學を一應前進させたものと考へられるのは、第一次大戰後の財政社會學――それの實踐的立場は社會民主々義である――であつた。それは財政制度の基底にある社會的政治的對立に眼を移した。併し財政社會學は、第一に社會學的財政史であり、また財政史の社會學であつた。換言すれば、封建國家の財政から絶對主義國家の財政へ、絶對主義國家の財政から近代國家の財政へという歴史的發展は身分的、階級的對立との關聯に於いて理解されているが、近代ブルジョア國家の財政に關する「社會學的」認識は甚だ不完全であつた。それ故に財政學の「理論」といえば、たゞブルジョア國家の財政の下にある市場經濟の過程に關する所謂「財政の經濟理論」に過ぎなかつた。今や財政學は社會學と經濟學とに分裂することゝなつた。財政社會學は第二に「政治社會學」的傾向をもつていた。財政問題はたゞ政治面の對立に還元されて理解されたに過ぎず、經濟過程に内在する社會的對立にまで考察は及ばなかつた。それ故に財政史の社會學も甚だ不充分であり、ましてブルジョア國家の財政問題は、ゴルドシャイドに見られるように、公債所有者と納稅者の對立に結びつけて解明されたに過ぎなかつた。そこで今財政社會學より一歩進んで社會科學としての財政學を問題にする時、またこの財政學の對象を、國家權力の一部たる財政權力を中心として構成される財政秩序であるとする時、この財政學と經濟學との關係が當然問題にならなければならない。

われ〳〵の見解によれば、社會科學は人間社會の總體的、統一的認識と把握とを目的としなければならない。社會科學は經濟學を基底とする。卽ち經濟學は恰も扇の要の如き地位にあつて、社會諸科學をしめくゝる役訓を果すのである。逆に云えば、社會諸科學は、財政學も政治學も、經濟學の必然的展開として存在する。勿論このような

社會科學の考え方は、それ〴〵社會の限定された一面を認識對象とする個別科學の並列狀態を考える新カント派的方法と根本的に對立する。いまこの學問論を批判している場合ではない。要するに右のような社會諸科學の體系を考えるならば、經濟學は國家權力の問題を取扱はねばならないし、國家權力の物的基礎＝財政權力を對象とする財政學は當然經濟學の中に含まれねばならない。それ故に社會科學、殊に經濟學としての財政學は國家の問題を取扱わねばならない。

ブルジョア科學の進步時代、即ち社會諸科學が現象の個々バラ〴〵な認識に分裂していない時代に於いては、政治經濟學はすなわち國家乃至政治の科學であつた。チュルゴオの「富に關する省察」では、耕作者と手工業者が分化する過程、耕作者が地主と小作人に分化する過程、地主即ち剩餘所得の收得者が國家を形成する過程が述べられている。アダム・スミスは市民社會の方向を生產的勞働と不生產的勞働に分け、後者の範疇に國家の權力者を含めた。また彼の國富論はマニファクチュアを中心とする生產と分配の理論に基くところの國家の政治（重商主義、重農主義）の批判であり、これを手がゝりとして財政理論が展開され、またその財政論の中では國家權力特に軍事權司法權の發展過程が述べられている。この當時のブルジョア經濟學は、資本主義的生產力に對して强い桎梏となつている封建的、絕對主義的國家、財政制度の批判に焦點をおいたので、それはそのまゝ國家論となり財政學となつたのである。

現代社會科學の基礎理論となつたマルクス經濟學もまた國家理論、財政理論をその中に含んでいる。彼の「資本論」はまだそのような問題にまで展開されていないが、「資本論」の體系を綜合的に述べたと考えられる「政治經濟學批判序說」には周知のように次のような字句がある。「……第二にブルジョア社會の內面的編成を構成するとこ

ろの・且つ基本的諸階級がそれに基いているところの・諸々の範疇。資本、賃勞働、土地所有權。それら相互の關係。都市と田舍。三大社會階級間の交換。流通。信用制度(私的)。第三に、ブルジョア社會の國家形態への總括。それ自體に對する關係においての考察。『不生產的』階級。租稅。公的信用。人口。移住。……」そして實際マルクスの政治に關する諸論文は、このような體系をもつ彼の經濟學の具體的適用とも考えられるのである。

さて社會科學としての財政學、經濟學に基礎をおくところの財政學は勿論國家權力そのものを直接對象におくものではなくむしろその物的基礎を取扱うものであるが、物的基礎を解明分析することによつて國家權力の具體的な在り方がより鮮明になるとすれば、財政學は經濟學であると同時にそのまゝ政治學であり、國家理論である。このような意味で財政學はまづ國家權力の行使又は國家の活動に必然的に伴う經費の問題を取上げねばならない。この點に於いては從來の財政學の問題の取上げ方と一見類似している。併し從來の財政學はその家政學的な體系に制約されて、經費の問題を技術的(例えば經常費、臨時費)にしか取扱はなかつたし、政治の問題にふれることもむしろ意識的に回避していた。けれど經費の膨脹や節約という量的問題も經費の質的構成の問題もすべてその時々の國家權力とそれをめぐる政治の動向にかゝわる問題である。社會科學としての財政學は、資本主義經濟の運動と階級關係の變化に照應する國家權力の具體的な在り方から、どのようにして經費の膨脹や縮少が起こり、また軍事費、產業費、社會費等の構成にどのような變化が生ずるかを究明しなければならない。

經費の問題につゞいて、これを賄う財政機關の問題が取上げられねばならない。從來の財政學はこの場合立憲主義的財政秩序、特に豫算制度を重視したが、たゞその形式を問題にしたゞけでそれがどのように發展し、完成されたかを殆んど考察していない。このような歷史的、社會科學的視角から立憲的財政秩序又は豫算制度を取扱う時、

それは近代國家のある特定の段階に發生したものであり、ある段階では國家權力のカムフラージュになり下るものであることが明かになる。すべての立憲主義的ヴェールをとり去られた國家權力の骨格というべきものは、軍隊と警察と財政權力特に徵稅權力であり、從つて財政學が論理的にも歷史的にも先に取上げるべき問題は、立憲主義的財政秩序や財政立法よりも財務行政の問題でなければならない。財務行政權力が如何に民主的に變革され、構成されるかはその次に當然展開されるべき問題であらう。

四

從來の財政學教科書では、國家論や財政機關論が先づ總論的に取扱われ、次に各論的に經費論や收入論が取扱われていた。これは前述のように家政學的な體系を前提とするものであつた。さて租稅論はその收入論の一節たる地位を占めるものであるが、そのような地位を與えられている租稅論が財政學教科書の約七〇%から八〇%のスペースを占めているのである。この租稅論そのものがまた總論と各論とに分かれるが、總論は租稅の哲學、倫理學、經濟學の雜炊であり、所得稅收益稅消費稅等の個々の租稅の構造を述べる各論が主要な地位を占める。そのような租稅論の性格こそ、從來の財政學の縮圖であり、それが眞の社會科學ではなく、むしろ財務官僚の實學、稅金徵收學であつた事實を明かにしてゐる。

從來の租稅論は國家や經費の問題を「前提として」の收入技術論であつた。併し租稅そのものは國家權力を支える收入の手段であると同時に、それはまた國家權力そのものでもある。從つて租稅論は財政學の各論、また收入論の單なる一節ではなく、むしろ租稅論に於てこそ國家權力に關する問題が具體的に取上げられるべきである。勿論

從來の財政學教科書もこの問題を全く無視したわけではなかつた。これまで「課税の根據」に關する問題として取扱われたものがそれであつた。「課税の根據」とは、何故に國家は租税を徴收するか、また何故に國民は租税を支拂わねばならないかその根據に關する説明、つまり徴税權力及び納税義務に關する説明である。これについて今まで二個の學説、即ち「租税利益説」と「租税義務説」とが對立的に取扱われていた。「租税利益説」は十七・八世紀のブルジョアジーの理論であり、彼等が打倒した封建的絶對主義的徴税權力に代つて新に生成しようとする近代國家の徴税權を合理的に説明せんがためのものであつた。徴税權はブルジョア的財産權の收奪であつてはならないとされ、むしろ租税は國家が財産所有者に與える利益の代償と見做された。國家は財産所有者の利益共同體とされ、租税は市民がこの共同體に入るための「價格」乃至「手數料」と見做された。租税は「合理的」に「説明」された。だが國家權力や徴税權力――それは時に財産所有者をも收奪する――の解明は回避された。これに對して「租税義務説」は獨占資本主義の段階でドイツの官僚主義財政學者の手で完成されたものであつた。それは個人に優越する國家の歴史的、論理的必然性を强調し、租税は國家の普遍的利益のために徴收されるものであり、個々の納税者の打算を超越した崇高な義務であると主張する。こゝでは國家權力や徴税權力が何等かの説明を與えられる前に「倫理化」されてしまつたのである。つまり從來の財政學や租税論にも、徴税權の問題を取上げようとする意圖は見られたが、その本質の究明は結局回避されたので、道德論や技術論の混合となり、後世の學者が租税論を展開しようとしてもその手がかりさえ見出されないという有樣である。

社會科學的租税論は租税は國家權力それ自體であるという事實の確認から出發しなければならない。これは凡そ三つの事實を含んでいる。第一に古代國家をも含めて一般に國家權力、强制的統治機構の存在するところ必ず租税

が存在するという事實、第二に具體的財政權のあり方によつて租稅政策は規定されるという事實、例えば半封建的土地所有に基礎をおく絶對主義國家に於いては土地貴族や金融貴族は事實上免稅され、農民が重稅を負う、ブルジョア國家に於いては、資本家的生產流通、乃至資本蓄積に對しては特別の免稅減稅措置がとられ、勞働者、農民、小市民が重稅を負う、プロレタリア政權の確立されようとする段階には租稅は收奪者を收奪する手段となる等々、第三に徵稅機構、稅務行政機構そのものが官僚機構、權力執行機關の一部であるという事實、これである。

以上の樣な租稅の基礎理論より出發して、次々に個々の租稅或はそれらの組合わされた租稅體系が經濟過程にどのような作用を與え、各階級の利害にどのようにふれ、それがその時々の國家權力にどのように反作用を與え、どのように租稅乃至租稅體系が變革されて行くかを究めねばならない。つまり社會科學的租稅論は租稅制度を發生、完成、死滅の過程においてとらえねばならない。ところが正にこの點に於いて、從來の租稅論は國家の魔術から完全に解放されず、理念と現實とを、政策論と理論とをたえず混同しつゞけていた。

このような租稅論の缺陷が最も明瞭に現われる部分は所謂「租稅體系論」乃至「租稅原則論」である。「租稅體系論」の課題は、個々の租稅を組合わせて理想的な租稅體系を構成することである。その際最も重要視されるのは「公平負擔の原則」である。即ち個々の租稅を、從つてまた租稅體系全體を納稅者の「負擔能力」に適合するように構成する。恰も太陽系の諸星が太陽を中心として回轉するが如く、あらゆる租稅は「公正原則」を中心に構成されねばならない。このような「租稅體系論」を歷史的な生成物である現實の租稅體系にあてはめようとするとそこに大きなギャップが見出される。まづ間接稅乃至消費稅の問題、極端な倫理主義者であるウィルヘルム・フォッケは公正原則に適合しない間接稅を封建的課徵の殘存物であるとした。近代的稅制の中で間接稅がいよ〳〵重要な地

位を占めつゝある時に！　フォッケよりも現實主義者であるシェフレは、直接稅を以て平均的に擔稅力をとらえる租稅であり、間接稅を個々の消費行爲に現われた具體的擔稅力をとらえる租稅であるという論法で、間接稅の存在理由を辯護しようとした。更に妥協的なワグナーは「公正原則」のみでは不足であるとして、この外に「財政收入の原則」「國民經濟の原則」「稅務行政の原則」更にこれらを細分した九つの原則をあげて、個々の租稅はこれらの原則に沿うように、租稅體系はこれらの多數原則を實現するように構成されねばならないとした。如何なる租稅もこの九原則の何れか一つには適合している筈であるから、ワグナーの立場からすれば、現實に存在する如何なる租稅體系も是認され正當化されるのである。かくて「租稅體系論」は個々の租稅の長所短所をあげつらい、結局現實の租稅體系を辯護する議論になる。

租稅論の最も重要な部分である「租稅體系論」が何故にかくも非科學的な狀態にあるのか、それは租稅が直接國家權力にふれる問題だからである。それ故從來の財政學者は何れも國家權力、從つてまた徵稅權力をもゆり動かす社會の運動法則を究めるところの社會科學の立場に立ち得ず却つて徵稅權力を神聖化し絕對化して、稅制の個々の缺陷のみを指摘することに滿足していたからである。稅制に對する眞の批判は稅制を變革し前進せしめる原動力をつかみ得るところの社會科學の立場から始めて生れるものである。

五

財政學教科書が官業問題を取扱う段になると、いよ〳〵その家政學的、官房學的體系の缺陷が明瞭に現われる。元來財政學教科書の體系は、權力行政を賄う官廳會計の形式に適應するものであつた。併し財政權力と獨占資本の

癒着が緊密になり、資本主義經濟に於ける財政の比重が大きくなる國家獨占資本主義の段階では、財政は單なるせまい意味の官廳經濟ではなくなる。財政の導管を通じて、大衆收奪と獨占資本への巨大な贈與とが行われ、大規模な國民所得の再分配がなされる。更に官業＝國營事業に國家資本の投下が行われる。權力行政は變質して、新に經濟統制と經營の要素が加わり、所謂經濟官僚が現われる。このような國家の變質に、舊來の財政學の體系は適應し得なくなつているのである。

殊に官業は本質的に消費經濟である權力行政と異り、企業であり經營である。尤も資本主義國家の官業は不生産的企業として權力行政の一翼となつているものが多いので、(例へば軍需工業等)權力行政を規律する豫算統制の方式、もと〳〵租稅の協贊と行政の立憲的統制の必要より起つて來た官廳會計の形式がそのまゝ適用されることがある。けれども收入と支出とを切離し、官業のあらゆる收入を國庫收入に、あらゆる支出を國庫支出に、まとめあげようとする官廳會計の方式は企業の本質とも矛盾し、この方式では企業に於て重視すべき收入と支出との間の因果關係更に收益と資本との間の關係が明瞭にならず、このために官業の內部では常に經營の不合理、資本の濫費が生じるのである。

さてこのような官業問題は、既に述べたような財政學教科書の中では論ずべき適當な場所を與えられていないのである。これを無理に取扱うとすれば、財政收入の一問題として扱わねばならぬ。現にワグナーもバステーブルもロッツもそうであつた。併し官業そのものは單なる財政收入の問題ではなく、また財政支出の問題でもない。國家の行政の一部を代行する官業の機能、その資本主義經濟に占める地位等々の統一的な官業の認識は從來の財政學の中では不可能である。

さて從來の財政學は官業收入に重點をおき、これに財政收入分類の方式をそのまゝ適用している。財政收入は公經濟收入と私經濟收入に分類される。前者は租稅を中心とする公權力による收入であり、後者は私經濟と同樣な原則に基く事業收入である。このような收入の分類を適用すると、官業收入は次のような二つの系統に大別される。

1、公經濟收入＝專賣收入

2、私經濟收入＝官公業收入

この分類の基礎には次のような理論がある。專賣收入は事業の國家獨占による收入として本質的には公權力的收入の典型たる租稅と等しく、殊に消費稅の轉化された形態である。また鐵道、通信事業、ガス、電氣事業等の官公營事業收入は國家公共團體が私經濟と同じ交換經濟の原則に基いて獲得する收入である。併しこのような公經濟、私經濟の範疇が社會科學的立場よりすれば殆んど意味をなさないのである。

國家獨占は決して專賣事業に限らず、あらゆる官公業がある意味では國家獨占の形態であり、その意味では單なる私經濟と異つている。國家行政の一翼となつている官公業を「私經濟的」と稱すること自體が甚だおかしいのである。

他方で專賣事業も、原料の獨占的買占やその加工や製品の獨占的販賣等々の過程に於いて私的獨占資本と本質的に異つた行動をやつているのではない。むしろ私的獨占資本の當然とるべき運動過程を、國家權力によつて承認し强化したものとさえいうことが出來る。これは、原料製品の賣買、加工の面で特に商業資本的、產業資本的獨占が相當進展している產業部門で、國家の專賣事業が成立し得るという事實、また專賣の前段階たる消費稅は消費財の

製造販賣過程に於ける私的獨占資本と財政權力との結びつきによつて徵收されているという事實を見れば明かである。確かに專賣はそれが財政收入の調達を主目的としている點で他の官業と區別される。併し專賣事業に特別の地位を與えようとしたのは、收入か支出かの基準ですべての財政問題をふるいわけようとした官房學的財政學のせまい見地に基くものである。われ〳〵は兩者の區別を一應認め乍ら、やはり專賣事業を他の官公業と同樣に國家獨占企業の一形態として扱わねばならぬ。官業論がこのような統一的な理論を展開するためには、まづ官業論をも含む財政學が家政學の體系を脫却して、國家の經營するすべての事業を資本主義社會の機構とその運動の中にとらえてゆくという社會科學の立場に立たねばならない。